

総務常任委員会

平成20年11月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	佐藤 滋生	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 恵三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	面 卷 昭 男
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	税 務 課 長	山 崎 善 之
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
生 涯 学 習 課 技 師	平田 政彦	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清 水 孝 悦

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、 嶋田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、紀委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願をいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、史跡藤ノ木古墳についてでございますが、前回の委員会にてご報告いたしました通り、この11月2日と3日の2日間、秋季石室特別公開を開催いたしましたところ、2日間で1,881名の方の見学者がございました。

そして、11月1日の午後より開催いたしました史跡藤ノ木古墳開棺調査20周年記念シンポジウムでは、官学連携協定をしております奈良大学の白石太一郎教授をはじめ、当時調査を担当されました奈良芸術短期大学の前園実知雄教授や、奈良県立橿原考古学研究所附属博

物館の館長の松田真一氏の3名の講師からは、最新の調査・研究の内容を交えた第3次調査での成果を中心に活発な意見がかわされ、参加者には新たな興味を持っていただけたものと思っております。

このように、整備の完了いたしました藤ノ木古墳につきましては、今後とも機会をとらえまして、より一層、興味や関心を持っていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の発掘調査についてでございますが、このことにつきましても、前回の委員会にてご報告いたしましたとおり、金堂の基壇の発掘調査を進めており、現在のところ、昭和38年及び昭和59年に調査を行った調査区内の埋め戻し土の排出作業を終え、また基壇上面や基壇側面の精査を終えたところでございます。その結果、基壇上面では鎌倉時代以降の建物に伴う礎石のすえつけ穴や、基壇北面の外装としての瓦積み遺構が確認できております。

今後は、これらの調査内容の確認作業を行った後、これらの調査区を利用した形でさらに発掘調査を進め、飛鳥時代の基壇の構造や、基壇外装の変遷状況などの解明に努めてまいりたいと考えております。

そして次に、(仮称)斑鳩町文化財活用センターの整備についてでございます。

斑鳩町の文化財の調査・研究の拠点として、また史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能を有した施設として展示棟における改修工事や展示工事、及び管理棟の新築工事を内容とした整備工事につきましては、委員のみなさまにも大変ご心配をおかけしておりましたが、去る11月14日に制限付き一般競争入札に付しまして、村本建設株式会社奈良本店と仮契約を締結いたしましたところですので、つきましては、12月議会での議決を得ました後に本契約を締結しまして、早急に整備工事に着手してまいりたいと考えております。なお、当事業は今年度と来年度の継続事業でありますことから、工期は議会議決後より平成21年12月21日までの370日間となっております。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで
終わります。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

12月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

初めに、(1)斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

吉田総務課参事。

総務課参事 それでは12月定例会の付議予定議案につきまして(1)斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。それでは資料1の末尾に添付しております要旨をご覧くださいと思います。

(要旨朗読)

総務課参事 続きまして、2枚目に添付しております、新旧対照表をご覧くださいと思います。この条例の改正点につきましては、地方自治法におきまして、民法を引用して規定されておりましたが、先ほど要旨で説明いたしましたとおり、関係法が整理されたことから、地方自治法が一部改正されたことに伴いまして、本条における引用条項の整理等を行い、所要の改正をするものでございます。

簡単ではございますが、斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。 辻委員。

辻委員 内容的にはどうやろう。なんか変わったことあんのかな、法律変わって引用変わったんねんけども。

総務課参事 内容的には変わりません。ただ規定が、今まで民法を引用して規定されておりましたところ、地方自治法が変わりまして、改正されて地方自治法によって規定されるようになったところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

総務課長 それでは、(2)斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

お手元に配布しております資料2、改正案それから新旧対照表、そして末尾に要旨をつけております。

まず要旨の方をご覧くださいと思います。

史跡藤ノ木古墳整備検討委員会は、史跡藤ノ木古墳の整備につきまして、円滑な推進を図るための調査・検討を行うために、平成6年1月1日に設置し、整備事業の完了という所期の目的を達成したため、

平成20年10月31日をもって解散いたしましたので、本条例の当委員会に関する規定を削除する改正を行うものでございます。

なお、本条例の一部改正に伴いまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、当委員会に関する規定を削除する必要がございますので、付則において改正を行うものでございます。

続きまして、資料上から2枚をめくっていただきまして、新旧対照表の一番上段のところでございます。斑鳩町附属機関設置条例の別表中、上段の別表の方ですが、右側の旧の下の方にあります教育委員会の附属機関の一番下にあります「史跡藤ノ木古墳整備検討委員会」とございます。この検討委員会が平成20年10月31日に解散いたしましたので削除するものでございます。

続きましてその下にあります、「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」につきましても史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の解散に伴いまして、別表の中から、藤ノ木古墳整備検討委員会の委員の部分削除するものでございまして、上から4枚目でございます、下から2枚目でございますけれども、下から2枚目で右側の方で数字で言いますと33番になりますが、33、藤ノ木古墳整備検討委員会の委員、これを削除いたしまして、それ以降34の廃棄物減量等推進審議会の委員以降の分につきまして一つずつ繰り上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これはこんでいいとはざっと見て思うんですけども、この条例は交付の日から施行し、平成20年11月1日から適用するとなっておりますけれども、これは本来なら9月議会以前に出しとかなあかんものでは

ないんですか。

総務部長 藤ノ木整備につきましては、平成19年度末で整備が完了いたしておりました。その後10月に運営整備の検討委員会が開かれて、その結果これで最終という取りまとめがされましたので、今議会で出ささせていただきます。というか9月議会の段階で、まだいつこの検討委員会が終わると、10月になるのか11月末になるのかそれは決まっておりましたので、今議会に出すというふうにさせていただきました。

嶋田委員 まあこれどっちでもええいうたらどっちでもええんですけどね、解散というのはいつ決まったわけですか。

教育長 10月31日に最終の委員会を開催させていただいて、その中でこれをもって解散するというので委員長の方からご承認いただいたということでございます。

嶋田委員 31日に決まったわけなんですね。わかりました。ほんたらそこら辺もうちょっとこれ読んで調べさせてもらいます。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。
佐藤総務課長。

総務課長 (3)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お手元に配布させていただいております資料3によ

りまして説明させていただきます。

資料には、改正案と新旧対照表、そして末尾に要旨をつけております。まず要旨をご覧くださいと思います。

斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）、今回の改正は、株式会社日本政策金融公庫法等が施行され、それに関連します人事院規則が平成20年10月1日に公布・施行されたことに伴いまして、本条例内に引用しています法令名の変更等、整理を行うものでございまして、内容につきましては変更はございません。

それでは1枚戻っていただきまして、新旧対照表をお開き願いたいと思います。新旧対照表の第12条、第3号のアンダーライン、一番上段のアンダーラインのところでございますが、右側の旧では、「地方公営企業労働関係法」とありますが、新の方では「地方公営企業等の労働関係に関する法律」ということで名称変更いたしております。

次に、中段の方でございます。中段のアンダーラインのところ、右側の旧では、「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」これを新の方では、沖縄振興開発金融公庫」に名称変更いたしております。

次にその下でございます。下の2つのアンダーラインでございますけれども、右側の旧では、「地方公営企業労働関係法適用職員等」とございますけれども、元の法律名称が今回長くなりました関係で、左の新の方では「地公労法適用職員等」と簡潔な形に名称変更しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、（４）（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

清水生涯学習課長。

生涯学習課長 （４）の（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。資料４でございます。

先ほどの継続審査でご報告させていただきましたとおり、本工事の主な概要につきましては、展示棟における改修工事や展示工事、及び管理棟の新築工事を内容としたものでございます。

それでは（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

（ 資料朗読 ）

生涯学習課長 以上で、１２月定例会の付議予定議案、（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結につきましてのご説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたことがあればお受けいたします。

嶋田委員 工期３７０日ってこんだけかかるんですか。大体どういうあれしてはんのかちょっと教えてください。計画してはるのか。

生涯学習課長 工期３７０日っております。実際スケジュールといたしまして、１月から工事着工いたしまして、１月から１２月、１年間でございますが、まず９ヶ月程度で終わる予定はしております。そこから東文研の検査等ございまして９月、１０月で工事は完了すると、そしてあとスケジュールといたしましては、１月、２月で開館準備いたしまして２２年の３月に竣工式をもっていってオープニングというふうなスケ

ジュールを予定しております。

嶋田委員 そしたらこれは文化庁の検査も入っているということなんですか。

生涯学習課長 はい。この1年間の中には文化庁、東京文化財研究所の検査も入っております。

嶋田委員 先ほどの説明で平成22年の1月、2月で大体開館に向けての準備をやって、3月にオープン予定やということなんですけども、はい、わかりました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 以上、12月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、報告を求めます。

面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料5をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第1款町税では、町民法人税で、アメリカのサブプライムローン問題に端を発しました世界的な金融危機による経済状況の悪化により、各法人の業績が悪化することが見込まれるため、1,000万円の減

額補正をお願いしております。

また、たばこ税では、10月末の実績を見るなかで、3,500万円の減額補正をお願いしております。

次に、第4款配当割交付金では、法人町民税と同じく、世界的な金融危機による株価等の暴落により大きく減収すると国・県で見込んでいる10月末の実績を見るなかで、1,500万円の減額補正をお願いしております。

次に、第7款ゴルフ場利用税交付金では、現在の経済情勢から利用者が減少する傾向にあることから、300万円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款地方特例交付金では、地方税等減収補てん臨時交付金で、地方税等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日以後に公布されたことにより生じました自動車取得税交付金及び地方道路譲与税の減収分を補てんするため、自動車取得税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金が創設されたところでございます。これによりまして、自動車取得税減収補てん臨時交付金で107万6千円、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金で29万5千円、あわせまして137万1千円の追加補正をお願いしております。

次に、第10款地方交付税では、地方税等減収補てん臨時交付金の創設によりまして、普通交付税の再算定が行われましたことから、388万円の増額補正をお願いしております。

次に、第14款国庫支出金では、教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励事業において認定を行った結果、当初見込を超える認定状況となりましたことから、幼稚園就園奨励費補助金47万8千円の増額補正をお願いしております。

また、総務費国庫補助金では、本年8月29日決定の「安心実現のための緊急総合対策」を受け、国におきまして地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が創設されたところでございます。

これによりまして、新たに地域活性化・緊急安心実現総合対策に要する交付金が交付されますことから、その交付予定額514万7千円

の追加補正をお願いしております。

なお、本交付金の活用につきましては、9月町議会定例会で予算補正をお願いしました小・中学校の耐震診断調査等の財源として活用してまいりたいと考えております。

次に、第17款寄附金では、福祉費寄附金で3名の方からご寄附がございましたことから、4万円の増額補正、また、教育費寄附金では、4名の方からのご寄附4万2千円と、11月2日から3日にかけて開催した史跡藤ノ木古墳の特別公開時の募金11万6千円、あわせまして15万8千円の増額補正をお願いしております。

続きまして歳出予算の補正についてでございます。

本歳出予算補正では、本年4月に実施いたしました人事異動等に伴う精算を行うための人件費の補正を、それぞれの費目において計上させていただいております。総額で、4,452万2千円の減額補正となっているところでございます。

また、原油高騰による影響につきましては、最近落ち着きを取り戻しつつあるものの、重油の消費量が多い、役場庁舎、公民館では燃料費の不足が生じるため、やむを得ず増額補正をお願いしているところでございます。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、第2款総務費では、一般管理費で、職員の育児休業等にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから、その賃金等所要額347万4千円の増額補正をお願いしております。

また、財産管理費では、原油高騰に伴い役場庁舎の燃料費に不足が生じることから、22万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費では、歳入のところで申し上げました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました3万円について、増額補正をお願いしております。なお、福祉費寄附金のうち1万円につきましては、児童福祉の充実を希望されましたことから、児童福祉費に充当してまいりたいと考えております。

次に、第8款消防費では、消防施設費で、消防施設整備事業等補助金につきまして、当初見込を上回る要望がございましたことから、その所要額35万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、私立学校振興費で、歳入のところで申し上げましたとおり、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回りましたことから、その所要額143万3千円の増額補正をお願いしております。

幼稚園費では、用務員の退職に伴い臨時職員を配置しましたことから、その賃金58万5千円の追加補正をお願いしております。

公民館費では、原油の高騰により燃料費に不足が生じますことから、101万3千円の増額補正をお願いしております。

また、文化財保存費では、歳入のところで申し上げました教育費寄附金を寄附者のご意向のとおり、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金へ積立てさせていただくことから、15万8千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として2,430万9千円を充当させていただき補正をお願いしております。

以上で、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この支出の8款ですか、消防施設費、これは整備支援、これはどういうことでされるんですか。

総務課長 消火栓の新設が1基ございまして、35万7,150円の5分の4の補助ということで28万5,720円、それから格納箱一式という

ことで金額が10万7,625円その3分の2補助ということで7万1,750円合計で35万7,470円でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)三室地区自治会の投票所の変更について、報告を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 それでは(2)三室地区自治会の投票所の変更について、ご説明申し上げます。お手元にお渡ししております資料6、地図がございますけれども、その資料の6にあります⑦、⑧、⑩の区域につきまして、三室地区自治会長より投票所を西公民館の方へ変更してほしいという要望がございました。

この要望を受けまして、平成20年11月14日に選挙管理委員会におきまして審議いたしまして、対象地域であります稲葉西1丁目7番、8番、11番については、三室地区自治会において、該当地域の方の了承を得ており、この要望を受け入れることが好ましいと判断され、変更をおこなうものでございます。

なお、当該地域の世帯数と有権者数は、合計で67世帯169人でございます。これは平成20年9月現在の定時登録者数でございますけれども、その方について変更されるということでございます。

以上、簡単ではございますが、三室地区自治会の投票所の変更についての報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に（３）防災情報メールの運用開始について、報告を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 それでは（３）防災情報メールの配信について、説明させていただきます。

 お手元に配布させていただいております資料７「防災情報メールの運用開始について」に基づきまして説明させていただきたいと思えます。

 まず、１．目的ですが、災害の発生が予想される時又は発生時に、避難情報、避難勧告・避難指示なんですが、避難情報や避難時におけます生活関連情報をパソコンや携帯電話へのメール配信を行うことで、災害時における被害の未然防止や被害の軽減を図ることを目的といたしております。

 次に、２．配信します内容でございます。上の方から防災情報、その下が子ども安全安心メール、その下の方では保育園、学童保育室、幼稚園、小・中学校の区分がございます。防災情報につきましては必須登録項目でございます、それ以外の分につきましては、希望される配信種別を選択して登録するというところでございます。

 次に、３．運用の開始でございます。平成２１年１月１日から運用開始ということで、登録受け付けは平成２０年１２月１日からとなっております。

 次に４．登録の受付方法ですが、パソコンや携帯電話からのメール、また、役場、福祉課、教育委員会事務局の総務課の役場窓口、そして各保育園・幼稚園で登録の受け付けをいたします。

 最後に、周知の関係でございます。１２月号広報での掲載、それから各施設でのチラシの配布、新聞報道で住民への周知を行ってまいりたいと考えております。

 以上簡単ではございますが、防災情報メールの運用開始の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に（４）職員採用試験の実施結果について、報告を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 それでは（４）職員採用試験の実施結果についての説明をさせていただきます。

9月の委員会で説明させていただきましたけども、職員採用試験の実施結果がでましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、平成20年9月21日に実施いたしました第一次試験につきましては、受験者は50名、合格者は8名でございました。

その次の二次試験につきましては、10月26日に実施いたしまして、最終合格者は3名、11月6日に本人宛の通知をいたしております。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 次に、（５）第4次斑鳩町総合計画策定のためのまちづくりアンケート調査について、報告を求めます。面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の（５）第4次斑鳩町総合計画策定のためのまちづくりアンケート調査につきまして、ご説明をさせていただきます。

ます。

恐れ入りますが、資料8をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、本調査の目的についてでございます。

平成13年3月に「一人ひとりが創り出すまち、歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」をテーマとして第3次総合計画を策定し、まちづくりを進めてまいりましたが、目標年次でございます平成22年を間近に控え、新たな計画の策定が必要となっておりまして、

前回策定から10年近くが経過した現在、少子高齢化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化に加え、三位一体改革、規制緩和、地方分権の推進をはじめとする制度改革など、町民や行政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、時代に合った的確な対応が求められているところでございます。こうした背景を踏まえ、これまでの10年より、さらに厳しさを増す今後10年における本町の目指すべき方向と、その実現のための施策をまとめ、まちづくりや行政運営の指針となるよう、新たな総合計画を策定してまいりたいと考えております。

今回実施いたします「まちづくりアンケート調査」は、第4次斑鳩町総合計画（平成23年度～平成32年度）の策定にあたり、町の現状評価や定住意向をはじめ、今後期待するまちづくりの方向や各分野における重点施策要望など、町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施するものでございます。

次に、調査対象及び調査方法につきましては、調査対象は、18歳以上の方を対象としております。

また、配布数は、第3次の策定時と同様に、町内世帯数の約20%の約2,000件としております。

抽出方法、調査方法につきましては、第3次の策定時と同様に、住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送による配布・回収としており、調査時期につきましては、12月を予定しておるところでございます。

次に、調査項目についてでございますが、1. 回答者自身について

から 8. まちづくりの方向性③の住民参加・協働のまちづくりの推進の 8 項目より構成し、設問は添付しております、まちづくりアンケート調査項目のとおり 25 問と自由意見とさせていただいておるところでございます。

恐れ入りますが、次のページのまちづくりアンケート調査項目」をご覧くださいませでしょうか。

「1. あなた自身のことについて」では、回答者の性別、年齢、斑鳩町での居住期間など、回答者がどのような方なのかを調査する目的とさせていただいております。

2 ページにお移りいただきまして、「2. 斑鳩町の暮らしやすさなどについて」では、回答いただいた方から斑鳩町の住み心地をどのように感じておられ、また、その理由等について調査する項目とさせていただいております。

3 ページにお移りいただきまして、「3. あなたの日頃の意識や日常生活について」につきましては、前回のアンケート調査にはなかった項目ですが、町民の皆さんが普段どのような意識をもって生活しておられるのか、また、どのような生活をされているのかを調査する項目とさせていただいております。

4 ページにお移りいただきまして、4 ページから 7 ページまでの「4. 斑鳩町の現状と今後の取り組みについて」では、第 3 次総合計画の基本計画に基づく、町づくりの取り組みについて評価いただくとともに、それぞれの施策について、町民の方々が今後も必要と考えておられるのか、どの程度重要と考えておられるのかを調査する項目とさせていただいております。

8 ページにお移りいただけますでしょうか。「5. あなたが望む斑鳩町の将来像」では、町民の方々が斑鳩町の将来像をどのように考えておられるのかを調査する項目とさせていただいております。

「6. まちづくりの方向性①安心・安全への取り組み」から「8. まちづくりの方向性③町民参加・協働のまちづくりの推進」につきましては、今後の社会におきましては、私たちがこれまで経験したことの

ない人口減少化社会の中で、少子・高齢化が大きな課題となるとともに、不安の時代の中にあって、より一層、安全と安心のまちづくりが求められております。

さらには、右肩上がりの経済成長が期待できない中であって、これまで以上に、行政の透明性と情報化、住民に対する説明責任を果たし、住民参加と協働のまちづくりが求められております。

そうしたことから、「安全・安心」「少子化対策」「健康づくり」「高齢化」を今後の社会におけるまちづくりの方向性を読み解く鍵として、町民の方々がどのように考えておられるのかを調査させていただくこととさせていただきます。

最後に、第4次斑鳩町総合計画策定のスケジュールにつきまして、ご説明を申し上げます。資料の末尾に添付しております「第4次斑鳩町総合計画策定全体スケジュール」をご覧くださいませでしょうか。第4次斑鳩町総合計画の策定にあたりましては、今年度から平成22年度までの3カ年をかけまして、その都度、総務常任委員会にご説明・ご相談を申し上げながら、平成22年12月議会でのご議決をいただくことを目途として進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第4次斑鳩町総合計画策定のためのまちづくりアンケート調査につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これざっと読んだだけで、内容がどうのこうの言うの違いますねんけどね。私がもしかこれ送られてきてこれ読んで疑問に思うことがある部分がありますんでね、そこらへんちょっとお話だけしときたいなと思います。

3ページの12ですか、趣味や教養、スポーツなどの活動を楽しんでいますかと、これは町や公民館、また体育協会が主催するそういうふ

うなスポーツ、また趣味、教養、そういうふうなことを楽しんでいるのかどうか、それとも私的なことで、例えば王寺のコスパですか、行って楽しんでいるとか、そこらへんの差いうんですかね、それがどうなんかっていうのと、13番、芸術や文化に触れていますかと、これ何をもって芸術や文化というんかというふうなことを僕は思いましたね。それともう一つ、7ページの59、広域行政の推進と、これはどういうことの推進を言うてはんのか、そこらへんちょっと疑問に思いましたんでね、これをどうこうせい言うの違いますよ、自分の疑問に思ったこと、ちょっと言ってみました。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に(6)旧三室休日診療所跡地の一般競争入札について、報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(6)旧三室休日応急診療所跡地の一般競争入札につきまして、ご説明をさせていただきます。

旧三室休日応急診療所跡地につきましては、その目的を達成し、将来的にも利用予定がないことから、現状の建物付きで、今回、行政改革の一環として、斑鳩町と王寺周辺広域休日応急診療施設組合との合同で、一般競争入札により売払いを進めてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、資料9をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、入札公告日につきましては、平成20年12月22日を予定しております。公告式条例により入札公告を行いますとともに、ホームページや広報紙により入札実施の周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、競争入札に付する物件は、次の位置図にお示ししているとお

り、龍田西8丁目地内に所在する王寺周辺広域休日応急診療施設組合が所有します土地353.84㎡、それとその建物、斑鳩町が所有する土地189.11㎡、あわせて542.95㎡の土地及び建物につきまして、一般競争入札により売払いを行ってまいりたいと考えております。

次に、入札手続き等についてでございますが、入札要領及び入札参加申込書の交付期間等につきましては、交付期間を平成20年12月22日から平成21年2月13日を予定しております。

また、入札参加申込の受付期間につきましても、同様に平成20年12月22日から平成21年2月13日を予定しております。

受付の方法は、窓口への持参、または郵送としておりますが、ただ郵送の場合は、配達記録郵便、または簡易書留でお願いしてまいりたいと考えております。

現地説明会として、下見会を開催する予定で、開催日は平成21年1月31日を予定しております。

入札及び開札につきましては、平成21年2月23日を予定しております。

最後に、契約の締結についてでございますが、契約の締結は、落札決定の日から10日以内に、それぞれの売買契約書により、売買契約を締結するものとし、また、売払代金の支払いにつきましては、契約を締結した日から14日以内に納付するものとさせていただきます。なお、所有権の移転登記につきましては、売払代金の支払いが完了したときに移転することとしております。

以上、簡単ではございますが、旧三室休日応急診療所跡地の一般競争入札につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員　これは3筆あるんですけども、これ3筆を一まとめいうんですか、で、入札物件になんのか、それとも1筆ずつが入札物件になるのか。

企画財政課長　今回の一般競争入札では一まとめで、建物付きで売り払いをしていきたいと考えているところでございます。

嶋田委員　今のところ最低の落札価格というのは考えておられますか。

企画財政課長　最低売却価格の決定につきましては、鑑定評価を入れながら、今後決定してまいりたいと考えております。

嶋田委員　奥の方もまだ公社の土地いうんですか、残ってますね、その部分は含めてないんですか、今回の物件の中に。

企画財政課長　嶋田委員おっしゃってますのはベルデの土地だと思うんですけども、それにつきましては今回この入札から外しております。

嶋田委員　ベルデいうんか、この売却物件の向かって右の道路を入れていったところですね。この奥の土地は前、公募出されたん違いますかね。それ残っていると思うんですけど、これなんで残ってるんですか。

総務部長　前回にも公募いたしました。その時もぜんぜん申し込みがございませんでした。今回につきましても、これと同時にしようかという考え方もございました。これもしますし、隣地に土地開発公社、所有は別ですけども、あるということで、これも検討いたしました。そうした中で若干先ほど補正予算の中で面巻課長の方から国の方で、第1次補正で、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金という制度ができました。これにつきまして、この交付金を活用してあの土地の活用もできないかということ、今、現在県と国と協議いたしておりますので、その交付金をいただきましたら、あれの買い戻しについても交付金、

または交付税算入する起債がございますので、有利な財源を使ってあれを買い戻しできるということで今、協議している最中がございますので、今回はこれに入れませんでしたので、その協議が整いましたら、また当委員会にご報告もしたいと考えておりますので、ご了承をお願いをいたしたいと思っております。

嶋田委員　そしたら前回売却できなかった原因はなんですか。

総務部長　こちらの希望価格に達しなかったということでございます。やはりあれについても、ご存知のように相当な簿価になっておりますので、こちらも高い値で売りたいと。ただ、地価から比べてあの状況からその値では誰も応募がなかったということでございます。

嶋田委員　それはその時におっしゃっていたと思うんですけど、一般的な目から見ますとね、道路が狭い、車が入っていかない、そこらへんがものすごくネックになっているのではないかなと私自身はその時思っていたんですけども、これ今売却される休日の診療所跡ですか、これ一部ね、道路として使用して奥へ入っていくような形で道路拡幅考えられたら、ある程度その奥の土地ですよ、売却も可能かなという気はしますねんけどね、これ全部売ってしもたらあの道路あの幅員のままで留まっていくという形にはなりますねんけどね、道路拡幅やとかそこらへんは検討されてないんですか。

総務部長　今、ご質問受けるまでは、それについては検討いたしておりませんでした。といいますのは道路と一体ものになっております。あれについても奥へぐるっと通り抜けもできないということで拡幅は考えておりませんですけども、今、そういうご提言を受けて、それについても検討はしてまいりたいと、今後売るまでに。それについては検討をするということでご了解願いたいと思っております。それと先ほど申し上げましたように、あの土地について将来的に利用する場合に、どれが一番

効果的なものであるかということにつきまして、検討していきたいと考えております。

嶋田委員 奥の土地も利用できるような形で総合的に考えていただけたら幸いかと思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)「生き生きふれあいメモリアルベンチ」、「町立図書館メモリアルブック」募集要領について、報告を求めます。
面卷企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(7)「生き生きふれあいメモリアルベンチ」「町立図書館メモリアルブック」の募集要領につきまして、ご説明をさせていただきます。

これらの事業につきましては、先の議会等におけます嶋田委員からのご提言を踏まえ、先進地市町村を参考としつつ、本町が掲げる人にやさしいまちづくり、そして住民と行政協働によるまちづくりを進めるため、取り組んでまいりたいと考えております。

恐れいたしますが、資料の10の1をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、生き生きふれあいメモリアルベンチについてでございます。生き生きふれあいメモリアルベンチは、結婚や子どもの誕生、定年、金婚などの人生の節目や、企業や団体等の記念行事などの時に、寄附金を受け付ける制度を設け、寄附者の氏名や思い出などをつづった記念プレートを付けたメモリアルベンチを施設や公園、コミュニティバスに設置し、住民の皆さまに利用していただくものでございます。このことによりまして、公共施設の充実及び管理経費の縮減につながるばかりでなく、これまで以上に公共施設を身近に感じてい

ただき、人にやさしいまちづくりを目指すものでございます。

募集対象と募集数につきましては、対象といたします施設は、1の「ふれあい交流センターいきいきの里」から10の「コミュニティバスバス停」までの10施設とし、募集数は全部で19基を予定しているところでございます。

次に、寄附により設置させていただきますベンチの仕様と価格につきましては、シンプルなデザインとし、できる限り長期間使用できる素材のもので、価格は10万円程度のものを考えてまいりたいと思っております。

2ページにお移りいただきまして、記念プレートの仕様等についてであります。記入例のところにありますように、寄附者名と思い出等をつづった記念プレートをベンチに付けさせていただくこととしております。

次に、募集期間につきましては、本事業につきましては新年度予算、平成21年度予算での取り組みとし、平成21年4月10日から平成21年10月30日までを予定しております。

次に、応募の方法につきましては、4ページ以降の寄附申込書により、本町に持参または郵送、FAX、電子メールでお申し込みしていただくこととしております。

3ページにお移りいただきまして、寄附申込書の配布は、窓口、FAX、電子メールのほか、町ホームページからも取り寄せられる方法を考えております。

次に、その他の注意事項として、寄附者は、個人、団体及び企業としております。また、寄附者名、メッセージにつきましては、風俗営業、その他これらに類するもの、そして広告や宣伝、その他管理上ふさわしくないものは表示できないものとさせていただいております。

次に、「町立図書館メモリアルブック」についてでございます。

恐れ入りますが、資料10の2をご覧くださいませでしょうか。

町立図書館メモリアルブックは、「生き生きふれあいメモリアルベンチ」と同様に、結婚や子どもの誕生、定年、金婚などの人生の節目

や、企業や団体等の記念行事などの時に、寄附金を受け付ける制度を設けるもので、希望するジャンルの図書を購入することにより、住民のニーズに沿った蔵書づくりを図るとともに、町立図書館の蔵書の充実に役立ててまいりたいと考えております。

また、寄附により購入させていただきます図書には、寄附者の氏名や思い出などのメッセージを記載し、これまで以上に町立図書館を身近に感じていただき、住民と協働によるまちづくりをすすめるものでございます。寄附金の単位は、個人の方が1口2千円を単位として、1口以上、また法人、団体の方は1口5千円を単位として、1口以上とさせていただきます。

また、記念メッセージ等の仕様につきましては、「生き生きふれあいメモリアルベンチ」と同様しており、購入図書への寄附者名及びメッセージの記載につきましては、本町が行うこととさせていただきます。

2ページにお移りいただきまして、応募の方法及び寄附申込書の配布につきましても「生き生きふれあいメモリアルベンチ」と同様とさせていただきます。

次に、その他の注意事項として、寄附者及び寄附者名のメッセージの取り扱いにつきましては、「生き生きふれあいメモリアルベンチ」と同様しておりますが、3ページにもありますように、寄附により購入させていただく図書につきましては、寄附者が希望される分野から図書館で選書をさせていただく予定としております。また、購入いたしました図書につきましては、専用コーナーに一定期間の配架を考えております。なお、本事業の施行につきましては、来年1月から実施してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「生き生きふれあいメモリアルベンチ」、「町立図書館メモリアルブック」募集要領につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。 嶋田委員。

嶋田委員 結構かと思います。このメモリアルブックも新しい発想なんですかね。他の行政区でやってはんのか、そこらへん僕ちょっと僕勉強不足なんで申し訳ない。このようにメモリアル何々とそういうふうな小出しでもいいですしね、そういうふうなこといろいろ考えていっていただいて、町の経費節減に繋げていっていただきたいと思います。それとベンチ、ブック、これ本なんかはこの前の新聞なんかでもよくなってきているというふうなことを書いてましたけれども、そこらへんまたベンチ、2年か3年前、もうちょっと前か、商工会が駅南口のコミュニティバスのベンチを設置していただきましたけれども、盗難に遭うということもありますんでね、そこらへんの管理の方もよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 すいません。募集のところに企業とあるんですが、ある面でひとつ3ページでは広告とかそういうものは避けたいと、ふさわしくない、管理上、ふさわしくないものというふうな感じで、創立何周年記念とかそういう形のもんでないと問題あると、一つ例を挙げれば、まあ言うたら当社の製品をご愛用いただきましてありがとうございますというような文章ではまずいわけですか。

企画財政課長 そうですね、企業様の記念行事とかになっておりますんで、創立何周年記念とか、としてということで想定しております。例えば商品名とかそういったものについては、先進地の方も参考にさせていただいたんですけども、商品名等についてはご遠慮いただくというようなことになっておりますんで、本町におきまして、何周年記念、そのこのサークルの設立記念であったり、そういったものに活用していただければと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者側から報告しておくことはありませんか。
佐藤総務課長。

総務課長 2点ございます。まず1点目なんですけども、斑鳩町選挙管理委員会委員長辞職についてでございます。

斑鳩町選挙管理委員会委員長の吉田勝重氏におかれましては、平成20年11月10日付けをもって辞職したい旨の辞職願いを10月31日に提出されました。斑鳩町選挙管理委員会は、11月10日に委員会を開催いたしまして、吉田委員長辞職の承認と、それに伴います委員の補充につきましては、扇純子氏を選挙管理委員会委員への補充を決定いたしましたところでございます。

次に、新委員長につきましては、11月14日に選挙管理委員会を開催いたしまして、新委員長として、土屋善典氏の就任、それと委員長職務代理者として、村田淑子氏を決定いたしましたところでございます。

以上、簡単ではございますけども、斑鳩町選挙管理委員会委員長の辞職と、新委員長及び委員の就任のご報告とさせていただきます。以上でございます。

2点目でございます。龍田ネオポリスの防火水槽の工事状況についてでございます。

昨年発生いたしました火災によりまして、龍田ネオポリス自治会の方から設置要望がございました、防火水槽の工事状況についてでございます。設置場所は、平群町竜田川1丁目地内、竜田川2号公園、通称北公園と言いますけども、そこに40t級の耐震性防火水槽を設置する工事でございます。工期は、平成20年10月14日から12月25日、工事金額につきましては、約660万円でございます。そ

れから斑鳩町の負担額につきましては、戸数割によりまして約99万円を予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 今の2点について総務課長の方からご報告がございました。その件について、何かお聞きしたことがあればお受けいたしますが、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に。 面巻企画財政課長。

企画財政 企画財政課から1点ございます。

課長 記者控室の設置についてでございますが、住民の皆さまに対しまして、マスメディアを通じましての町の情報を広く提供する場として、役場1階東側でございます、ちょうど身体障害者のトイレのある所なんですけども、その奥の会議室を記者控室として設置してまいりたいと考えております。

この会議室につきましては、これまで斑鳩町職員労働組合の組合室として使用してきたところでございますが、旧保健センターを利用して開設した役場北庁舎の3階の方に組合室を移設しましたことから、今回、このような形で活用を図ってまいりたいと考えております。

この会議室の広さは約16㎡で、設置にあたりましては、記者が記事等を作成できるよう、事務机や椅子を設置してまいりたいと考えております。なお、FAX等の設置につきましては、これは各会社の方で設置していただく予定としております。

以上、簡単ではございますが、記者控え室の設置につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま報告がありました件について、何かお聞きしたいことがあ

ればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これは報道機関からの要望で設置されるんですか。それとも自主的に設置されますの。

企画財政課長 これにつきましては、本町が自主的に設置させていただくということになっております。現在、各定例会ごとに、今、ちょうど向こうの方のソファのところで執務を取られておるといふか、記者の方が記事を書かれて仕事をされておるといふこともございましたので、何分その辺につきましては、住民の方のスペースということもございまして、そういったものにつきましては、事務室というよりも執務室の方を設けさせていただいて、そちらの方で作業の方行っていたきたいというふうに考えております。

嶋田委員 そしたらそれは報道機関の記者の方が入れて、一般の会議室等には使われないということなんですか。

企画財政課長 記者控え室ということなんで、記者の方がそこで作業していただく場ということで考えております。

嶋田委員 なんかピンとこないんですけども。先ほど定例会に記者が応接のところで記事を作成されておられるということであればね、その定例会の時にそういうふうなことに利用させていただくと。それ以外は一般に開放する、一般の住民の方の会議室として使用するとかそういうふうなことは考えられないんですか。

町長 今、面巻課長が言ってますように、記者クラブっていうのか、記者クラブを設置をしていきたい。というのは仮にこの辺でありますと郡山記者クラブへ行かなければならないと、投げこみ等にしても郡山記者クラブへ行かなくては行けないという状況でございますし、この地

域等に関しましてもやっぱり斑鳩、平群、三郷あるいはそういう西和管内といたしますか、そういう中で記者クラブがあればそういう点については連携が密にいけるのではないかとということも、これからはやっぱりメディアの時代でございますから、そういうことも踏まえた記者クラブということで、そういうものを設置していこうということでございます。

嶋田委員 記者クラブがどういうものか、私、勉強不足でわかりませんねんけども、そしたら常駐されるということですか。

企画財政課長 郡山の方の記者控え室を見ておりますと、常駐の方はされておられません。各デスクの方がございまして、そちらの方で記事の方、執筆されていたりするところもあります。またそれぞれの新聞社によって違うんですけども、常に1回配信されるというか、各市町村から配られる記事を取りにこられるということになっております。

嶋田委員 そしたら、その報道機関何社ほど考えておられますの。

企画財政課長 郡山記者クラブの方を見ますと4大紙プラス奈良新聞になっておりますんで、5社程度になるかなというふうに考えております。

嶋田委員 今聞いただけで、いまいちピンとこないんで、これまたいろいろお聞きするかもしれませんので。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 理事者側、他に報告することはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、意見等があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 1点だけ、去る6月の22日にですね、消防呼び出しのメールが入りまして、震度6以上の地震が起こったと、至急集まってくれというメールが入りまして、私はこの時にテストかなということで行きましてんけれども、なんか誤報であったというふうなことが後でメールで配信されました。この10月の26日、自宅におりましたら、同じメールがまた届きまして、まあ斑鳩におるんやから震度6以上の地震体感も何もしていないと、これもまた誤報やなということなんですけれども、消防団員の中には律儀に屯所へ集まりはった方もいらっしゃいます。これ1回目の誤報の時にですね、原因は究明されなかったんでしょうかね。

総務課長 1回目についてですね、調べさせていただいて、その時は発信できるのは1回の宿直室、それから2回の総務課の方にも機械ございますけれども、どちらから発信されている、入力されているという確認まではできました。それでどちらから、例えば1階から出てる、2階から出てる、それが確認できませんでしたので、その時の対処方法はどちらか、1階から送ったんか、2階から送ったんか、それが確認できるような形で改造させていただいたところでございます。それと2回目ですね、2回目につきましては、これは完全に日直と申しますか宿直申しますか、その委託業者の職員の方がパソコンで直接手入力、手で、タッチでね、それを発信するような形にしますねんけれども、画面が少し埃がついているということで、小さな眼鏡拭きで拭いていただいたんですね、自主的に。そうすると眼鏡拭き小さいんで手があそ

こへ触ってしまったと、そしたら触ってしまいました、触っただけで発信はされませんねんけども、その次の画面でそれを送りますかという画面が出るんですが、その下がったとこと、普通横に拭いていくんですけども、触った次にこうくるところに、送信しますかという画面が出てしまいましたんで、そのままそれも送ってしまったということで、これつきましては業者の方に話をさせていただいて、直接、まあ綺麗にさせていただくのはこちらとしては嬉しいんですけども、そういう形ではもうしないでくれということで、直接、特に今回は小さい布でしたんで、できる限りいらわないでほしいという形でお願いしているところでございます。

嶋田委員 分かりました。これ本団に連絡して各団員さんに連絡いってるんかどうかということと、先ほど各課報告事項の中で防災情報メールの運用開始と、これはいいことだとは思うんですけどもね、あまりにも誤信が多かったらこれ狼少年と同じことですわ。いざいう時になんの信用もされないということにもなりますんでね、そこら辺は厳重に管理の方、注意していただきたいと思います。

委員長 他に質疑、意見等ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶

をお受けします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時21分 閉会)